

2009年5月14日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による  
障害福祉サービスに係る給付その他支援に関するコンピュータ  
処理について（答申）

2009年4月27日付けで諮問（第388号）された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による障害福祉サービスに係るその他支援に関するコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

障害福祉施策は平成15年度に支援費制度が導入された。その後は制度上の課題解決と、障害福祉サービスの一層の推進を図るために、平成17年に障害者自立支援法が制定され、翌平成18年4月から順次施行されている。

新法施行により個々の状況に応じたサービスの設定ができるようになり新たに「障害程度区分認定調査」及び「市町村審査会」による「障害程度区分認定」という仕組みが設けられた。これは、障害者の心身の状況や生活状況等に応じて客観的にサービスの必要性や種類及び支給量を決定するというものである。

これらの一連の事務処理（進行管理や審査会資料の構成や印刷、各種統計作業等）に対応するために、各市町村で独自のシステムを構築する必要が生じた。

本市では、新法施行時から保健福祉総合システム「ささえ」（1995年（平成7年）7月20日付け答申第41号で承認済）のサブシステムを使用しサービスの申請情報管理と支給決定に係る事務処理のシステム化に順次取り組んできた。（2007年（平成19年）8月10日付け答申第265号で承認済み）

認定事務を行うために国から「障害程度区分認定ソフト」が配布され、このソフトを含めたシステム構築を行う必要があるが、この部分については十分な準備が間に合わず、現在は「ささえ」と「認定ソフト」及び職員に配置されているパソコンを使用し対応している。

#### (2) コンピュータ処理の必要性について

現在、障害福祉サービスの支給決定者数は約1600人であるが、各人についてそれぞれに異なるサービスの組み合わせが発生し、その組み合わせにより支給決定までのプロセスが異なる。障害程度区分と利用できるサービスの組み合わせも異なり、サービス利用の資格要件や自己負担額の算定についても影響を及ぼす。1人の方が何種類かのサービス利用を希望すると、その相当数分の支給決定が必要になる。これらの複雑多岐にわたる事務処理を3種類のパソコンで管理しその都度個人を特定する情報の入力作業や突合作業を行っており事務処理に膨大な時間を要している。また、進捗管理ができず支給決定の遅延をきたしている。

審査会では1回の開催につき約20件の審議を行う。認定調査後の資料作成は1人あたりA4用紙8～10枚を要し、国から配布されている認定ソフトで作成できるのはそのうちA4用紙1枚分である。それ以外の資料については提出された調査票を職員が一枚ずつ、コピーをとって原稿を構成し審査会資料を作成していることから認定処理にも遅延をきたしている。

以上のような理由から、障害程度区分認定にかかる事務処理について効率的で迅速かつ正確な対応ができるようシステム化を図り、サービスの支給決定に必要な一連の情報を包括できる仕組みを構築する必要がある。今回このシステム導入について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。なお、システムの業務フローは資料1のとおりである。

#### (3) コンピュータ処理をする個人情報の項目

調査及び認定を行う上で必要な基本的事項（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号）は申請時に本人から、認定及び支給決定に必要な世帯情報、生活保護受給情報、手帳情報、税情報、介護保険情報を「ささえ」から取得する。また、障害程度区分認定に必要な項目等を含め、このシステムで取り扱う項目の詳細は資料2のとおりである。

#### (4) 安全対策

## ア 収集と取扱い

前述の項目について本人のサービス利用申請に基づき、個人情報の収集及び利用について同意を得た上で、直接本人や家族等から聴取する。認定調査は市職員または市の委託を受けた事業所の調査員が行い、主治医より意見を求める。

それぞれの項目について、業務を担当する職員がコンピュータ処理を行い、基本的事項を除いた内容で審査会資料を作成する。審査会を経て確定した認定結果をふまえサービスの支給を決定し、本システムから「ささえ」にサービス利用の開始について情報を提供する。機器構成図は資料3のとおりである。

## イ 利用目的の制限

本システムは障害者自立支援法に関する業務を円滑に推進するために運用する。

## ウ 利用者の制限

システムの利用は業務を担当する職員のみ限定し、個人単位でID及びパスワードを設定するとともに操作履歴を残すことで利用者の管理をする。

## エ 専用機器の導入

本システムは専用の機器を導入し、端末や印刷機器等は障害福祉課内に設置する。業務系のシステムとして位置づけ外部との接続は行わない。蓄積した情報は庁内に設置しているサーバーに保管する。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」（資料4）並びに「藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱」（資料5）及び「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」（資料6）遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

## (6) 実施年月日

システム導入は2009年6月初旬とし、スケジュールの詳細は資料7のとおりである。

## (7) 提出資料

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ア システム業務フロー               | (資料1) |
| イ コンピュータ処理をする個人情報の項目      | (資料2) |
| ウ 機器構成図                   | (資料3) |
| エ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程     | (資料4) |
| オ 藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱 | (資料5) |
| カ 藤沢市保健福祉総合システム取扱要領       | (資料6) |
| キ システム導入スケジュール            | (資料7) |
| ク 個人情報取扱事務届出書             | (資料8) |

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

#### (1) コンピュータ処理を行う必要性について

現在、障害福祉サービスの支給決定者数は約1600人であるが、各人についてそれぞれに異なるサービスの組み合わせが発生し、その組み合わせにより支給決定までのプロセスが異なる。障害程度区分と利用できるサービスの組み合わせも異なり、サービス利用の資格要件や自己負担額の算定についても影響を及ぼす。1人の方が何種類かのサービス利用を希望すると、その相当数分の支給決定が必要になる。これらの複雑多岐にわたる事務処理を3種類のパソコンで管理しその都度個人を特定する情報の入力作業や突合作業を行っており事務処理に膨大な時間を要している。また、進捗管理ができず支給決定の遅延をきたしている。

審査会では1回の開催につき約20件の審議を行う。認定調査後の資料作成は1人あたりA4用紙8～10枚を要し、国から配布されている認定ソフトで作成できるのはそのうちA4用紙1枚分である。それ以外の資料については提出された調査票を職員が一枚ずつ、コピーをとって原稿を構成し審査会資料を作成していることから認定処理にも遅延をきたしている。

以上のような理由から、障害程度区分認定にかかる事務処理について効率的で迅速かつ正確な対応ができるようシステム化を図り、サービスの支給決定に必要な一連の情報を包括できる仕組みを構築する必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

#### (2) 安全対策について

##### ア 収集と取扱い

コンピュータ処理をする個人情報については、本人のサービス利用申請に基づき、個人情報の収集及び利用について同意を得た上で、直接本人や家族等から聴取する。認定調査は市職員または市の委託を受けた事業所の調査員が行い、主治医より意見を求める。

それぞれの項目について、業務を担当する職員がコンピュータ処理を行い、基本的事項を除いた内容で審査会資料を作成する。審査会を経て確定した認定結果をふまえサービスの支給を決定し、本システムから「ささえ」にサービス利用の開始について情報を提供する。

##### イ 利用目的の制限

本システムは障害者自立支援法に関する業務を円滑に推進するために運用する。

#### ウ 利用者の制限

システムの利用は業務を担当する職員のみ限定し、個人単位でID及びパスワードを設定するとともに操作履歴を残すことで利用者の管理をする。

#### エ 専用機器の導入

本システムは専用の機器を導入し、端末や印刷機器等は障害福祉課内に設置する。業務系のシステムとして位置づけ外部との接続は行わない。蓄積した情報は庁内に設置しているサーバーに保管する。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」並びに「藤沢市保健福祉総合システム運用管理に関する要綱」及び「藤沢市保健福祉総合システム取扱要領」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上